

糸魚川市農業委員会 議事録

| | |
|-----------------|--|
| 開催日 | 令和5年9月29日(金) 午前9時25分から午前9時50分 |
| 会議場所 | 糸魚川市役所 2階 201・202 会議室 |
| 出席委員 | <p>【農業委員（出席16名、欠席3名）】 出席委員：1番渡辺朗委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、 5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、 8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、 12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、 15番齋藤正機委員、16番川合次夫委員、17番松澤正善委員、 18番松澤隆一委員、 欠席委員：2番片山敏隆委員、11番福田幸生委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】 出席委員：8番池原栄一委員</p> <p style="text-align: right;">（以上、出席17名）</p> |
| 出席職員 | <p>農業委員会事務局 星野局長、井上次長、中村係長、伊藤主査、林主査（書記）</p> |
| 説明等のため出席した者の職氏名 | |
| 署名委員 | 議長 |
| | 8番 委員 |
| | 9番 委員 |
| | |

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.6～No.8 3件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.8 1件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.26～No.33 8件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3016～No.3017 2件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4003 1件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5027～No.5028 2件

議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.120～No.121 2件

日程第4 その他

- 1 次回農業委員会の日程について
・10月31日(火) 9:30～ 定例総会
- 2 その他

会議の経過概要

| 発言者 | 発言要旨 |
|--------------|---|
| 議長 (米原委員) | <p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、11番福田幸生委員、19番樋口佐登子委員の3名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の、8番池原栄一委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p> |
| 議長 | <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔異議なし〕と呼ぶものあり</p> |
| 議長 | <p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p> |
| 議長 | <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p> |
| 伊藤主査 | <p>報告いたします。1頁をご覧ください。 6番青海地区、上路地内の1筆892㎡について、現況は山林となっております。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>議長</p> | <p>7番西海地区、釜沢地内の4筆1,575㎡について、現況は山林及び原野となっております。</p> |
| <p>議長</p> | <p>8番青海地区、田海地内の4筆1,139㎡について現況は病院・住宅敷地となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> |
| <p>議長 林主査</p> | <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>8番下早川地区、西谷内地内の6筆1,257.21㎡について労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> |
| <p>議長 林主査</p> | <p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。3頁、4頁をご覧ください。</p> <p>26番から32番までは、下早川あわら地区、ほ場整備のための解約となります。</p> <p>26番は上覚地内の2筆2,121㎡、27番は上覚地内の3筆3,997㎡について解約するものです。</p> <p>28番は四ツ屋地内の1筆1,981㎡、29番は四ツ屋地内の1筆1,959㎡、30番は四ツ屋地内の2筆1,959㎡、31番は四ツ屋地内の1筆1,941㎡、32番は四ツ屋地内の1筆165㎡について解約するものです。</p> <p>33番 上早川地区、土倉地内の2筆201㎡について、耕作に不便なため解約し、解約後は休耕するものです。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> |
| 議長 | <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> |
| | <p>日程第3＝付議事項</p> |
| 議長 | <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> |
| 伊藤主査 | <p>説明いたします。5頁をご覧ください。 3016番、下早川地区、谷根地内の2筆370㎡について、所有権移転売買です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道谷根中組線のそばにあります。譲渡人は耕地の管理が困難になったため、申請地の隣地に居住する譲受人に譲り渡したいものです。 3017番、根知地区、和泉地内の1筆145㎡について、所有権移転贈与です。地図No.2をご覧ください。場所は県道川尻小谷糸魚川線沿いの場所です。譲渡人は農地の管理が困難になったため申請地の隣地に居住する譲受人に譲り渡したいものです。 以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> |
| 議長 | <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> |
| 議長 | <p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> |

| | |
|------|--|
| 伊藤主査 | <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>4003番能生谷地区、大道寺地内の1筆277㎡のうち70㎡について、転用目的はカーポート建築敷地となっています。地図No.3をご覧ください。申請地は、市道槇能生線沿いの場所です。住宅に隣接する申請地にカーポート3台44.77㎡を新設したいというものです。</p> |
| 議長 | <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> |
| 議長 | <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けします。</p> |
| 議長 | <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> |
| 議長 | <p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> |
| 伊藤主査 | <p>説明いたします。議案の7頁をご覧ください。</p> <p>5027番大野地内の1筆396㎡のうち17.5㎡、バス待合所設置敷地の転用です。地図No.4をご覧ください。申請地は市道小坂線沿いの場所です。譲受人は大野区民の利便性を図るため、バス停の待合所を新設したいというものです。待合所3.73㎡、賃借権設定20年間となっております。</p> |
| 議長 | <p>5028番青海地区、田海地内の1筆294㎡、共同住宅建築敷地の転用です。地図No.5をご覧ください。申請地は市道青海通線沿いの場所です。譲受人は賃貸借住宅を経営するため、共同住宅敷地として利用したいというものです。共同住宅1棟176.09㎡、所有権移転売買です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> |
| 議長 | <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> |
| 議長 | <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>議長 伊藤主査</p> | <p><議第4号 農用地利用集積計画案について> 議第4号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。 説明いたします。議案の8頁をご覧ください。 120番・121番は、農地中間管理機構を通じての一括方式での契約 で下早川地区、谷根地内の10筆8,838㎡となります。 以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> |
| <p>議長</p> | <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 日程第4＝その他 1 次回農業委員会の日程について ・10月31日 火曜日 9時30分～ 市民会館3階 2 その他 他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> |